

代表業務執行理事の業務内規

(目的)

第1条 この内規は、学校法人八商学園（以下「法人」という。）の寄附行為第15条第7項の規程に基づき、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理することを定めることを目的とする。

(業務)

第2条 代表業務執行理事は、理事長と連携を執りながら、法人の業務を行うこととする。

(職務)

第3条 代表業務執行理事は、理事長が理事会、評議員会等の会議に参加できないときは職務を代行する。

(代理決裁)

第4条 代表業務執行理事は、理事長が別の校務及びその他の理由により不在の場合、文書等の代理決裁をすることができる。

(代理決裁除外事項)

第5条 代表業務執行理事は、次に定める事項には代理決裁をすることができない。

- 2 学園の職員の任命権に関すること。
- 3 昇格、特別昇給及び給与に関すること。
- 4 学園の規則の制定及び改訂に関すること。
- 5 事務の重要事案に関すること。
- 6 学園運営の重要渉外事項に関すること。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、理事会の議決により行う。

附則

この内規は、理事会の承認（令和7年5月30日）を受けて、令和7年5月30日から施行する。